2025年度高次脳機能障がいセミナー 就労支援編

## 就労に向けた支援

## ~「本人支援」「家族支援」「連携支援」について~

高次脳機能障がいの症状により、自己評価と他者評価に大きな差が生じる場合、就労を継続することが困難になることがあります。そうした状況を防ぐためには、本人の自己理解を深め、長期間の中で気持ちの変化を促すとともに環境への支援が重要となります。今回のセミナーでは、高次脳機能障がいがある方の就労支援として、「本人支援」「家族支援」「連携支援」という3つのポイントに基づき、自己理解を深めるための関わりや環境調整についてご紹介いたします。

日時

2026年1月24日(土)10:00~15:30 (受付9:30開始)

場所

神奈川工科大学||エクステンションセンター 小田急小田原線本厚木駅北口徒歩4分(厚木市中町3-3-17)

対象

「脳損傷等による高次脳機能障がい」に関係する保健・医療・福祉・行政関係者

定員

30名

10:10~11:10

高次脳機能障がいの方の就労支援について~自己理解を促す本人支援~

神奈川リハビリテーション病院 職能科 作業療法士 露木拓将

11:15~12:05

生活を支える家族支援

神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー 佐藤健太

13:05~13:45

地域で繋がる連携支援

障がい者就業・生活支援センターサンシティ 精神保健福祉士 三浦明子氏神奈川リハビリテーション病院 職能科 作業療法士 露木拓将

13:55~15:15

事例検討会

障がい者就業・生活支援センターサンシティ 精神保健福祉士 三浦明子氏神奈川リハビリテーション病院 職能科 今野政美 露木拓将

15:15~15:30

まとめ・質疑応答

受講料 1.500円

申込方法 研修規約をご確認の上、「地域リハ支援センター」ホームページからお申し込みください。

受講の可否 受講日の約1ヶ月前までにメールアドレスにご連絡いたします。

(応募多数の場合、早めに締め切らせていただくことがございます。

また、その際には受講者を選考にて決定させていただきますことをご了承ください)

\*上記アドレス宛に、受講決定通知や研修会についてのお知らせを送信しますので、 **確実にご連絡のとれるメールアドレス**の記載をお願いいたします。

<u>chiiki-shien.kensyu@kanagawa-rehab.or.jp</u>からのメールが受信できるように設定をお願いします。

<問い合せ先> 地域リハビリテーション支援センター 担当:佐藤・磯部・砂川 〒243-0121 厚木市七沢516 ☎:046-249-2602 FAX:046-249-2601

## 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 地域リハビリテーション支援センター受講規約

(趣旨)

第1条 この受講規約(以下「本規約」という。)は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団(以下「当事業団」という。)地域リハビリテーション支援センター(以下「当支援センター」という。)が実施する研修、講習会等(以下「本研修会」という。)を受講するにあたっての受講者と当支援センターとの契約条件を規定するものです。ただし別に規定を定める研修、講習会等はこの限りではありません。

(承諾)

第2条 本研修会の受講を希望する者は、(以下「申し込み者」という。)本規約の内容を 承諾したものみなします。

(申込)

- 第3条 本研修会の申し込み者は、当支援センターの定める手続きに従って、受講の申し 込みを行います。
- 2 受講者は、前項の申し込み手続きにおいて、当支援センターに提供した情報に変更が 生じた場合には、直ちに当支援センターに対して通知しなければなりません。

(受講の決定・変更)

- 第4条 本研修会は、以下の選考基準に基づき、申込者の受講の可否を決定します。
- (1) 本研修の受講要領等に定める応募条件に該当している者
- (2) 別に規定を定める研修、講習会等はこの限りではありません。

(受講料等)

第5条 受講者は、指定された期間内に開催案内等で定める受講料等を支払わなければなりません。

(個人情報の利用と管理)

- 第6条 当支援センターは、申し込み者の個人情報を以下の利用目的の範囲でのみ利用し、 利用目的以外で利用することはありません。
  - (1) 本研修を受講する際の本人確認
- (2) 本研修に関する事務手続き、連絡・情報提供等のため
- (3) アンケートその他の方法により、当支援センターの事業推進に資する情報を収集するため
- 2 当支援センターは、収集した個人情報は、当事業団の「個人情報保護規程」のほか関係規定に基づき適切に取り扱います。

(講義内容に関する権利)

第7条 受講者は、受講者の発言等が教材の一部として使用されること、および、当該発言または映像に対する一切の権利(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)

が当支援センターに帰属することを承諾したとみなします。この場合において、当支援 センターは、受講者に対して報酬その他の金銭的義務を負いません。

2 受講者は、本研修会の講義、講演等に含まれる情報、著作権、商標権その他の一切の 権利について、侵害する行為を行ってはいけません。

(禁止行為及び受講者の義務等)

- 第 8 条 受講者は、当支援センターまたは講師や演者の許可なく研修内容等を、録音、録 画等、保存することは出来ません。
- 2 受講者は、受講者自らまたは受講者以外の第三者をして、如何なる方法によっても、 本研修に関し、複写、複製、配信(ネットワークに接続されたサーバーへのアップロー ドを含む)、編集、翻訳、改変、第三者への開示等を行ってはいけません。
- 3 受講者は、研修受講に際して、他の受講者から取得した個人情報について、如何なる 第三者にも開示または漏洩してはいけません。当支援センターは、受講者による他の受 講者の個人情報の取り扱いについて責任を負いません。

(受講資格の停止・取消)

- 第9条 受講者が以下の項目に該当する場合、当支援センターは、当該受講者の受講資格 を停止し、もしくは取り消すことができます。
- (1) 受講申し込みにおいて、虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (2) 決定した受講者以外の者が受講した場合
- (3) 営利を目的とした行為を行った場合
- (4) 受講者が研修の進行の妨げになる行為を行った場合
- (5) その他、本規約に違反した場合

(申込の撤回・欠席)

- 第10条 受講者は、研修の申し込みの撤回をすることができます。ただし、一度入金された受講料等の返金は出来ません。
- 2 受講者側の過失により生じた入金に対しては、入金された金額を返金します。ただし 返金に伴う振込手数料は、受講者側の負担とします。
- 3 申込者が欠席した場合、その理由の如何にかかわらず、一度入金された受講料等の返金は出来ません。
- 4 申し込みの撤回その他の理由による不参加のために発生した費用について当支援センターは責任を負いません。

(本研修会の中止・中断及び変更)

- 第 11 条 当支援センターは、以下の項目に該当する場合、研修の運営を中止・中断・変更 することができます。
- (1) 講師の都合、会場および設備等の不具合等により開催が困難な場合
- (2) 応募者が定員を大きく下回る場合
- (3) 気象警報の発令、地震の発生等により受講者の安全確保が危ぶまれる場合

- (4) その他やむを得ない場合
- 2 前項の事由により本研修会を中止した場合、また、日程等の変更により受講が困難となった場合は、受講料を返金します。この場合の返金に伴う振込手数料は、当支援センターが負担します。

(研修修了証・受講証・参加証)

- 第12条 本研修を受講した場合、規定に基づき研修修了証、受講証または参加証を発行します。
- 2 研修修了証を発行する研修会は、以下の通りです。
- (1) 資格の承認等に必要な研修
- (2) その他研修修了証の発行が必要と認められる研修
- 3 前項に該当しない研修については、受講証または参加証を発行します。
- 4 研修修了証・受講証・参加証の再発行は原則として行いません。やむを得ないない理由で再発行を希望される場合は、所定の手続きが必要です。

(当支援センターの責務)

- 第13条 当支援センターは、故意または重過失に基づく場合を除き、本研修会または本規 約に関連して受講者または第三者が被った特別損害(予見可能の有無を問わない)、間接 損害および逸失利益については何ら賠償責任を負わないものとします。また、当支援セ ンターが責任を負う場合であっても、故意または重過失がない限り、当支援センターの 責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。
- 2 当支援センターは、以下の各号に該当する理由が生じた場合、その責任を負わないものとします。
- (1) 通常講じるべきコンピューターウイルス対策では防止できないウイルス被害により 本研修に関するデータが変更、消去される等の損害が受講者に生じた場合
- (2) 受講者が登録申請した事項もしくは受講者が自ら登録した事項の誤りがあること、または受講者が登録すべき事項を登録しなかったことにより、受講者に損害が生じた場合
- (3) 受講者が当支援センターの指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピューター機器の障害等により受講者が本研修を受講できない場合
- (4) その他、当支援センターが通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、 受講者に損害が生じた場合
- 3 理由の如何を問わず、受講者が、当支援センターに物を放置し、本研修会終了後 1 か 月以内に返還を請求しなかった場合、当支援センターは受講者が当該物に対する所有権 を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物に関 して責任を負いません。

(損害賠償)

- 第 14 条 受講者が本研修会に起因または関連して、当支援センターに対して損害を与えた場合、受講者は損害を賠償しなければなりません。
- 2 本研修会に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間でトラブルが生じた結果、当支援センターに損害が生じた場合、受講者は損害を賠償しなければなりません。

(本規約の変更)

- 第 15 条 当支援センターは、受講者の承諾なく、本規約を変更することができるものとします。
- 2 当支援センターが、本規約の変更をホームページ上に提示したとき、または受講者に 通知したあと、受講者が本研修に出席した場合には、受講者は当該内容に同意したもの とみなし、受講者に適応されるものとします。

(定めのない事項の取り扱い)

第16条 本規定に定めのない事項もしくは本規約によりがたい事項については、当支援センターがその都度定めます。

(附則)

本規約は、令和4年7月1日より施行する。